

令和6年第6回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和6年6月25日（火）第6回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
4番 関 口 清	5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠
7番 小 林 和 夫	9番 黒 川 幸 昭	10番 奈 良 茂 男
11番 早乙女 八重子	12番 神 長 守 雄	13番 松 井 研 吉
14番 小 平 敏 男	15番 安 生 芳 子	16番 神 山 卓 也
17番 金 子 重 博	18番 大 森 用 子	19番 青 木 正 好

(18名)

欠席委員

8番 仲 田 裕 子

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇賀神 崇
	主 査 永 嶋 将	主 事 渡 邊 妃奈乃
	主 事 半 田 まゆか	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎事務局長は開会に先立ち、議案書28ページの議案第6号の2番について文字の修正を依頼した。また、議案書35ページの報告第3号の2番について受理月日・受理番号の修正を依頼した。

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午前10時00分、令和6年第6回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

2番 田 島 正 男 委員、 11番 早乙女 八重子 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

- ◎議長は、日程 2、議案第 1 号の「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。
- ◎事務局（渡邊主事） 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買 2 件、贈与 1 件、賃借権設定 1 件の合計 4 件の許可申請が提出されました。別添の「農地法第 3 条調査書」に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている「農地法第 3 条第 2 項の各号」には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。
- ◎議長は、3 番の案件が●●委員の案件であることから、審議を円滑に進めるため同委員を一時退席させたのち、同案件について担当地区の委員の意見を求めた。
- ◎高村秀男委員 ただ今の 3 番の件については、調査書の通り何ら問題はございません。むしろ●●委員は担い手として広範囲においていろんな形で活躍されておりまして、問題はありませぬのでよろしく願いいたします。
- ◎議長は、3 番の案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、3 番の承認について諮り、決定した。
- ◎議長は、議長は●●委員の入室を促し、引き続き担当地区委員の意見を求めた。
- ◎田野井晃造委員 1 番の件は、日光市岩崎の●●さんから申請の、有償での所有権移転になります。●●さんは武子地内に田や畑を借りたり、買ったりして農業をやっている人なので問題は無いと思いますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。
- ◎関口 清委員 2 番下日向の件は、下日向の●●さんから日吉町の●●さんへの売買です。問題はありませぬので、ご承認のほど宜しく願いいたします。
- ◎安生芳子委員 4 番、楡木町の件は、埼玉県●●さんから磯町の●●さんへの所有権移転です。何ら問題はないと思いますので、ご承認をよろしく願いいたします。
- ◎議長は、議案第 1 号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、3 番を除く 1 番から 4 番について許可することに決定した。
- ◎議長は、議案第 2 号の「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。
-

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。5ページをご覧ください。1番は、上久我地内において、●●さん申請の自宅への進入路への転用であります。申請地は周囲を畑、雑種地、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については、農地の縁辺部に位置する第2種農地、その他の農地に区分されます。以上、4条転用1件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎田島正男委員 去る6月18日に、橋本局長、永嶋主査、早乙女委員と、私の4名で、現地調査を行いました。議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請についての現地調査の結果を報告いたします。1番の●●さんの件は、自宅への進入路ということです。問題無いと見て参りました。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎小林和夫委員 この件につきましては、先ほど事務局と現地調査員のお話の通りでございます。周りを市道が走っていますが非常に狭く、曲がりくねっていて、危険であるという状況にありますので、自分の所有する田んぼを転用しまして、自宅への進入路を確保するというものです。何ら問題は無いと思います。ご承認のほど宜しくお願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。6ページをご覧ください。1番は、武子地内において●●申請の資材置場、具体的には園芸用土の干場、置場への転用であります。申請地は、周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地、その他の農地に区分されます。2番、3番は隣接地であるためまとめて説明いたします。2番、3番は玉田町地内において、●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地はいずれも周囲を田、畑及び道路に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地、その他の農地に区分されます。続きまして7ページをご覧ください。4番は、千渡地内において●●申請の、園芸用土採取への一時転用であります。申請地は、周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。5番、御成橋町2丁目地内において●●申請の資材置場及び駐車場への転用であります。申請地は、

周囲を畑及び宅地に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地、その他の農地に区分されます。なお本件は、許可前に一部分に砂利敷きが行われていたため始末書つきとなっております。6番は、下沢地内において●●さん申請の一般住宅への転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地、その他の農地に区分されます。7番は、上久我地内における●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畑に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地、その他の農地に区分されます。8ページをご覧ください。8番は、楡木町地内における●●さん申請の一般住宅への転用です。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。9番は、南上野町地内における●●申請の園芸用土採取への一時転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。10番は、亀和田町地内における●●さん申請の農業用施設への転用であります。申請地は、周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農振農用地ではありますが用途区分変更を完了しております。農地区分は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、農業用施設への転用ということで不許可の例外に該当します。11番は、中粕尾地内において●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地、その他の農地に区分されます。以上、5条転用11件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎早乙女八重子委員 6月18日に現地調査を行った結果を報告いたします。議案第3号農地法第5条による転用の件は1番から11番までありますが、5番ですね、事務局の説明の通り一部敷地に砂利が敷いてありましたので、これは始末書つきで対応をいただきたいと思えます。それ以外については何ら問題ありませんでしたので、よろしく願いいたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番は現地調査員の報告のとおり、何ら問題無いと思えますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。2番と3番は隣接地になります。現地調査員の報告のとおり何ら問題はございませんので、ご承認のほどよろしく願います。

◎田島正男委員 4番、千渡の件は、千渡の●●さんから、宇都宮市の●●への賃貸借権設定による園芸用土採取のための一時転用です。周囲の状況から見ても問題ありませんので、ご承認のほど宜しく願いいたします。

◎関口清委員 5番、御成橋2丁目の件は、御成橋2丁目の●●さんから壬生町の●●への、

賃貸借設定による資材置場と駐車場のための転用です。現地調査員の報告のとおり一部砂利が敷いてありましたので、始末書付きでご承認をお願いいたします。

◎高村秀男委員 6番の件は、親から子への譲渡ということになります。現地調査員と事務局の報告のとおり何ら問題はございませんので、ご承認のほど宜しくをお願いいたします。

◎小林和夫委員 7番の件は、●●さんの所有する富沢地域の田を●●という太陽光発電業者への所有権移転による転用でございます。特段問題は無いと思いますのでよろしくをお願いいたします。

◎小平敏男委員 8番の件は、●●さんから●●さんへの賃借権設定による一般住宅への転用です。何ら問題はございませんので、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。9番の件は、●●さんから●●への園芸用土採取の為の一時転用ということで、特別これも問題無いと思いますので、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

◎安生芳子委員 10番の亀和田町の件は、●●さんから●●さんの使用賃借権による農業用施設の設置のための転用です。●●さんと●●さんは親子関係でありまして、現地調査員の報告のとおり、何ら問題は無いと思いますので、よろしくをお願いいたします。

◎金子重博委員 11番中粕尾の件は、口栗野の●●さんから茨城県の●●への売買による太陽光発電設備への転用です。番号11番の案内図をご覧ください。申請地から市道を挟んで●●さんの住宅が建っております。過去に大きな台風が来るたびに約50メートル離れた思川に架かる橋に流木がかかり、川が氾濫して何度か被害を受けてるそうです。令和元年の台風では床下浸水の被害を受けました。住宅の前に太陽光発電設備ができたら更なる大きな被害を受けるのではないかと心配しております。もし太陽光設備ができ、それによって被害を被った場合に鹿沼市で補償してくれるのかという話を伺って参りました。ご検討をよろしくをお願いいたします。

◎議長は、11番の案件について事務局の意見を求めた。

◎事務局（永嶋主査） 地元の方のご心配というのは金子委員から話を聞いていますし、その地区の市議会議員からもお話は聞いてます。令和元年災害やその前の台風被害でも、あの周辺が川の水が上がって被害が出ているということも、もちろん認識はさせていただいております。そういう意見は事務局として重々承知をしておりますが、やはり私どもの立場といたしましては、そうした声がある一方で、農地法という基本となる法律に基づいて客観的に公平で中立の立場で案件を審査するところが求められています。当然、事務局で判断がつかない場合は、県の農政課や農業会議などに問い合わせをして回答を得るというケースもあります。今回の件につきましては、周囲の方が心配する気持ちは重々分かるのですけれど

も、農地法と関係事務処理の手引きといったものに従って書類の審査や事業者へのヒアリングをした結果では、地元の方の心配というところだけだと、なかなかこの案件を却下することは法律上難しいというところではあります。そういう地元の声があるというのは、事業者に対して事務局としてそれを届けることはできると思います。ただ、それに対する法的な強制力ですとか、それを破ったから即事業を中止させるとかというところまでは出来ないで、そのことはご理解いただければと思います。大雨で川が溢れて、ソーラーパネルによって被害を被った場合に市が保障できるかということについては、それはまず出来ないと思います。事業者が所有するソーラーによって、その想定以上の被害が●●さんに生じたとすれば、そこは民法上の損害賠償の手続きというところを、●●さんがそのソーラー会社に求めるといったことになると思います。その際に事務局として何かお手伝いできるかということについては、要請があれば可能な範囲で対応できると考えます。そのようなことで今回の対応ということになりますのでよろしくお願いいたします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めた

◎金子重博委員 ●●さんから事務局へ問い合わせはありましたか。

◎事務局（永嶋主査） ●●さんから事務局へ直接この件での問い合わせは受けていません。

◎金子重博委員 分かりました。●●さんの奥さん曰く、クリーンセンターの環境課へは何回か問い合わせしたとのこと。この案件を却下するのは難しいとのことなんですが、総会で承認された場合ですね、●●さんへ総会で承認されたというのは私の方から報告した方がいいのでしょうか。それとも事務局の方で話してくれればありがたいんですが、よろしくお願いします。

◎事務局（永嶋主査） 事務局から案件が通ったことのお話をさせていただきます。

◎竹澤靖委員 11番の件ですけれども、例えば付帯設備として増水した時に何らかの排水施設を作るとか、下流の家のところを防護フェンスを作ってそちらに水が行かないようにするとか、条件つきで許可というのは可能でしょうか。

◎事務局（宇賀神係長） 転用に関しては農地法に基づいた許可基準がございまして、過去に被害があった場所なので、それに対する対応をなささいというところまでの基準までは特段無いので難しいかと。もし指導ということになると、被害が出ないように気を付けなさいというだけではなくて、例えば強度がどれぐらいとか、高さはどれぐらいとか具体的な根拠を示しての指導にもなりますし、想定外の自然災害に対して対応しなさい、構造物を作りなさいってような条件までは難しいと思います。ただし、申請者に対してそのような場所なので注意をしてくださいますとか、何かしらの対応は考えておいてくださいというような指導は

可能かと思えます。

◎議長は、議案第3号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から11番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号と5号「農用地利用集積計画について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第3号と4号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和6年6月10日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には所有権移転、新規・更新の利用権設定、中間管理事業について記載しております。議案書9ページをご覧ください。所有権移転が2件、12筆、9,108㎡となっております。議案書11ページをご覧ください。新規の利用権設定が1件、1筆、7,174㎡となっております。利用権設定の更新が1件、1筆、1,472㎡となっております。議案書12ページから27ページをご覧ください。中間管理事業が31件、72筆、140,333.64㎡となっております。これら合計35件、86筆、158,087.64㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号から議案第5号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、議案第4号の1番から4番、議案第5号の5番から35番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」ご説明いたします。相続人が農地等を相続し、その農地等で農業を継続する場合、相続税額の納税を猶予する特例制度の適用を受けることができます。適用を受けるためには農業委員会の証明が必要となります。今回は2件の証明願が提出されました。租税特別措置法第70条の6の規定による、農地等について相続税の納税猶予の適用を受けるための各要件を満たしていると判断いたしました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は事務局の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎黒川幸昭委員 1番村井町の件は、村井町の●●さんが亡くなって、子供の●●さんが後を継いでいくそうです。特に問題はありませんので、ご承認のほどよろしく願いいたします

◎早乙女八重子委員 2番の上石川ですが、●●さんからご長男の●●さんへの相続ですが、自宅の周りにニラのハウスがたくさんあって、ニラを作っているということで、●●さんがその後を継いで行っています。何ら問題は無いと思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長は、議案第6号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番と2番証明書の交付について諮り、決定した。

◎議長は、議案第7号「農地法施行規則第95条の該当有無に関する意見照会について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（半田主事） 議案第7号「農地法施行規則第95条の該当有無に関する意見照会について」ご説明いたします。国有農地の一般入札につきまして参加申込書が提出された場合は、許可ができるかどうか事前に審議し、意見を提出することとなっております。別添の調査書に記載しましたとおり、許可することができないものとされている「農地法第3条第2項の各号」には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第7号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について意見なしと決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時46分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和6年6月25日

議 長

署名委員

署名委員
